

# 町功労者を表彰

11月13日に町発展のために功績のあった方々を表彰しました。  
今年度表彰された方は次の5名です。



吉田 武夫氏  
(栄中央)

自治功労

平成6年4月から平成16年3月まで、栄中央区長として地域の振興と町行政の進展に貢献されました。

社会福祉功労



小島 玉枝氏  
(南本)



濱野 百合子氏  
(大針)

両氏は平成元年4月から結婚相談員として、良縁成立に努められ明るい家庭づくりに貢献されています。



教育功労



片桐 敏子氏  
(栄北)

平成元年4月から青少年育成推進員として、青少年の健全育成に尽力されています。



横田 富士氏  
(柴中荻)

平成4年4月から平成16年3月まで、公民館運営審議会委員として社会教育の推進に貢献されました。

旭日双光章を受章



市川 浩氏  
(丸山)

市川氏は、昭和44年12月から32年間の長きにわたり町公平委員会委員として、公平な人事行政の確保に尽力されました。  
また、昭和50年6月からは委員長として務められ、効率的かつ円滑な委員会運営に貢献されました。このたびの受章は、その顕著な功績が認められたものです。

瑞宝双光章を受章



大島 一雄氏  
(柴中荻)

大島氏は昭和25年5月から平成2年3月まで消防団員として、約39年間の長きにわたり消防の発展に尽力されました。昭和55年からの10年間は消防団長として消防団の発展に寄与されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

瑞宝双光章を受章



山口 義一氏  
(小貝戸)

山口氏は、昭和36年5月から平成5年3月まで、国立国会図書館の司書として勤務されました。退職されてからも大学の講師を務めるなど、教育行政の振興に貢献されました。このたびの受章は、その顕著な功績が認められたものです。

埼玉県知事表彰を受賞  
地方自治功労



稲橋 正兵衛氏  
(下郷)

稲橋氏は、長年にわたり町議会議員および町長として、地方自治の振興発展に尽力されました。この間、議会議長、副議長を歴任するとともに町長としては、都市と自然が調和した人間性豊かな活気にあふれたまちづくりに取り組み、町政の発展に多大な貢献をされました。このたびの受賞は、これらの功績が認められたものです。

## 第30回町展の受賞者

埼玉県民芸術文化祭2004協賛事業

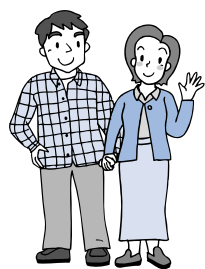
- 11月2日～7日にかけて開催された町美術展覧会(町展)には、各部門あわせて159点もの応募があり、次の方々が各賞を受賞されました。
- 〔敬称略〕
- 〔一〕内は、部門・題名。
- ・町長賞
  - 松尾康弘(日本画・水車小屋)
  - ・議長賞
  - 飯田よし子(洋画・岩手山)
  - ・教育長賞
  - 立川紀一(洋画・樺の森)
  - 鈴木國男(洋画・残暑)
  - 山崎文子
  - 〔写真・ママはやく見て!〕
  - ・文化協会長賞
  - 若菜夏子(書道・遊仙詩)
  - ・商工会長賞
  - 横田玉恵(洋画・彩)
  - ・観光協会長賞
  - 伊藤由紀子
  - 〔工芸・伊奈町の人々押田さんちの大根畑〕
  - ・美術家協会長賞
  - 笠 謙次(洋画・遙かな尾瀬)
  - ・埼玉県協賛実行委員会長賞
  - 佐藤敦史
  - 〔写真・出番前の少女〕
  - ・三十周年記念賞
  - 蓮実市郎(工芸・信楽偏壺)
  - ・美術家協会賞
  - 加藤 智
  - 〔写真・夜明けのハーバー〕

## 町税の納期限内納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
平成16年度の一般会計歳入予算は99億3,459万8千円です。  
そのうちみなさんにご負担いただいております町税は43億7853万4千円で、予算の44.07%を占めています。  
この大切な税を活用させていただき、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、「埼玉県一の安心・安全なまち」へ、さらには町民3万6千余の町民の福祉向上にと努力をいたしているところです。  
これらが予定どおり実施できるよう、年末に当たり種々ご都合もおありのことと思いますが、今後とも納税は納期限内に、また未納のある方はその解消に一層のご理解を賜り、町の発展に格別のご協力をお願い申し上げます。

伊奈町長 野川 和好

## 所得税の配偶者特別控除の改正



上尾税務署 ☎ 776-8211  
または町税務課町民税係 ☎ 2152

円未満であれば受けることができます。ただし、夫の合計所得が1,000万円を超える年には受けることはできません。

## 個人事業者のみなさんへ



## 税法が変わりました

- 平成16年分の所得税から、配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者(合計所得金額が38万円以下の配偶者に該当する場合)に適用される部分(配偶者控除と重複して控除される部分)が廃止されました。
- 夫に所得があり、妻がパートで働く場合を例に考えてみますと、夫が受けられる配偶者控除と配偶者特別控除は次のとおりです。
- ◇妻のパート収入が103万円までであれば、配偶者控除(38万円)が受けられます。
- ◇配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けられます。
- 新たに課税事業者となられる方は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を上尾税務署長あてに提出してください。
- また、新たに課税事業者となられる方は、平成17年1月1日から消費税法に基づく帳簿の記載や請求書等の保存が必要になりますので、ご注意ください。